

平成 30 年 2 月 23 日

「2018 日本：ステークホルダー・エンゲージメントプログラム (SHE)」のご案内

経済人コー円卓会議日本委員会
QUICK ESG 研究所

拝啓、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より弊会の活動にご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の対応、英国現代奴隷法の施行、フランスでの人権デュー・ディリジェンス法の採択、EU の紛争鉱物規制の採択、また投資家による企業の人権ベンチマーク (Corporate Human Rights Benchmark) の動きなど、企業に対し人権尊重の責任を果たすことの期待と要求が高まっています。根底にある「責任あるサプライチェーン」の構築が、企業への喫緊の課題です。多くの企業が経営課題として取り込む SDGs のコンセプトの「Leaving no one behind (誰一人取り残さない)」は、このことに密接に関係しています。

この動きを踏まえて、当会 (経済人コー円卓会議日本委員会、以下 CRT 日本委員会) が事務局を務める「ニッポン CSR コンソーシアム」では 2012 年 9 月より、「企業による「国連ビジネスと人権に関する指導原則」の理解と実践の場」を目指してステークホルダー・エンゲージメントプログラム¹を開催し、様々な業種に属する企業や NPO・NGO の方々、学識有識者の参加を得て、人権問題が発生する文脈、事業活動と人権との関連性、重要な人権課題、及び人権に配慮した事業活動の重要性に向けた議論を行って参りました。

昨年度から QUICK ESG 研究所の協力を得て、本プログラムを開催致します。国内外で注目される人権課題を中心に幅広く NGO/NPO 及び有識者から提起して頂き、それらに基づいてプラットフォーム上 (ニッポン CSR コンソーシアム) で「業界毎に重要な人権課題」について議論を行います。

今般、貴社におきましては、本年度開催する「2018 年 日本：ステークホルダー・エンゲージメントプログラム」へのご参加を賜りたく、御案内申し上げます。



2017 年の本プログラムの様子

末筆になりますが、貴社のますますのご発展を祈念致します。

敬具

¹本プログラムの概要、及び過去のプログラムに関しては以下リンクをご参照下さい。
http://crt-japan.jp/portfolio/stakeholder_engagement_program/

【日時および場所】

※日時と会場は決まり。開催時間と内容は若干の変更の可能性あり。

開催場所 (FIX)：日本橋三井タワー QUICK 14 階ホール アクセスは[こちら](#)。

- ① 2018 年 5 月 24 日 (木) 午後 14:00-17:15 問題提起 <第 1 回>
- ② 2018 年 6 月 07 日 (木) 午後 14:00-17:15 問題提起 <第 2 回>
- ③ 2018 年 6 月 21 日 (木) 午後 14:00-17:15 問題提起 <第 3 回>
- ④ 2018 年 6 月 28 日 (木) 午後 14:00-17:15 業界内討議
- ⑤ 2018 年 7 月 05 日 (木) 午後 14:00-17:15 業界内討議
- ⑥ 2018 年 7 月 12 日 (木) 午後 13:30-17:30 発表/修正 懇親会 (17:45~1 時間程度)

【参加費】

30 万円 (税別) / (社) (3 名以上参加が予定される場合は、ご連絡ください)

お申し込みは下記 URL にお進みください。 <https://business.form-mailer.jp/fms/f05543c653011>

【お問い合わせ】

担当：松崎、和田

E メール：info@crt-japan.jp 件名に【2018 日本 SHE】と記入ください。

電話番号：03-5728-6365

※本ワークショップは、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) の人権ガイダンスツールを活用して議論を進めます。



【参加のメリット】

- 自社の CSR 報告書にステークホルダーダイアログ関連記事としての掲載が可能
企業が CSR やサステナビリティの活動をしていく中で、どの CSR ガイドラインにもステークホルダーとのダイアログを通じて、どんな課題に着手すべきか企業自身が決めていくことが求められています。すでに、参加企業では、参加及びその後の自社における取り組み等について、自社の CSR 報告書において報告されております。
- 対外的な評価の獲得
イベントライフサイクル全体の流れの中で国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則って何をすべきかをマルチステークホルダーと議論し、その結果をグローバルに発信していくことで、世界が注目するアジェンダを理解して対応していることを示すことができます。また、グローバルな文脈を理解し、「正当性」を担保した形で「誠実」に「ビジネスと人権」や CSR/サステナビリティに関する活動を展開していることを世界に向けて発信できます。すでに機関投資家向けの格付け機関からの評価を得られております。

昨年度の 2017 年度の開催報告書 (簡略版) は下記 URL を参照してください。

<http://crt-japan.jp/files2017/SHE/report%20of%20program%20in%20Japan.pdf>